

## インフルエンザ用 登校（園）許可書

神戸市立校園長あて

学校（園）名 \_\_\_\_\_

学年 組 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

（男・女） \_\_\_\_\_

病名	インフルエンザ
----	---------

上記の者は 月 日より療養中でしたが、 月 日より登校（園）可能です。

令和 年 月 日

医院・病院名

または医師名 \_\_\_\_\_

（医師の捺印は省略します）

付記

### 保護者様

この許可書は学校保健安全法施行規則第十八条および第十九条に基づき、第二種感染症に罹患した児童生徒等の登校（園）に際して医師の診察により発行するものです。

神戸市医師会では神戸市立の学校・園における感染症制御の観点から医師会員の先生方にこの文書を無料で作成して頂くようお願いしています。

登校（園）に際しては感染症に罹患した児童生徒等が再度診察を受けた後、医師の指示に従って下さい。（診察料はかかります）

登校（園） 基準	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする（幼児にあっては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで）。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止である。
-------------	--

学校において予防すべき感染症の解説より＜平成30年3月改訂＞抜粋

（神戸市医師会・神戸市教育委員会）

# インフルエンザによる欠席期間の報告書

**保護者様**

- インフルエンザと診断された場合は、学校へご連絡ください。
- インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登校できません。
  - ①発症した後5日経過している ②熱が下がった後2日（幼児は3日）経過している  
（学校保健安全法施行規則第19条） ※この間は、「出席停止」の扱いになります
- 登校する日に、必要事項を記入したこの報告書を学校に提出してください。  
（医療機関で書いてもらう必要はありません。）
- この報告書は、本校ホームページからダウンロードできます。

神戸市立校長あて

《インフルエンザ罹患者》 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

医療機関で  
お聞きください

《例》		発症後、最低5日間は登校できません						
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	<b>1/26</b>	/
熱が下がった日に○			○	1日目	2日目		<b>登校可能</b>	
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	<b>1/27</b>
熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	<b>登校可能</b>

**熱が下がった後2日を過ぎるまでは登校できません**

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○								

《受診した医療機関》 \_\_\_\_\_ 《受診日》 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## インフルエンザのご家庭での注意点

- ・元気がなくなった、何度も吐く、咳で夜眠れないなど、いつもと違うと思われたなら、早めに受診してください。
- ・異常行動がみられることもあるため、発症後、発熱している間はお子様が一人にならないようにしてください。
- ・けいれんをおこしたとき、呼びかけに回答しないときは、至急、病院を受診してください。
- ・発熱や咳が続くなど症状が残るときは、再度受診してください。

神戸市医師会

神戸市教育委員会

## 登校（園）許可書

神戸市立学校園長あて

学校（園）名 \_\_\_\_\_

学年 組 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

（男・女）

病名	百日咳	麻疹	流行性耳下腺炎
	風しん	水痘	咽頭結膜熱

該当病名を○で囲んで下さい。

上記の者は 月 日より療養中でしたが、 月 日より登校（園）可能です。

令和 年 月 日

医院・病院名  
または医師名 \_\_\_\_\_

（医師の捺印は省略します）

付記

### 保護者様

この許可書は学校保健安全法施行規則第十八条および第十九条に基づき、第二種感染症に罹患した児童生徒等の登校（園）に際して医師の診察により発行するものです。

神戸市医師会では神戸市立の学校・園における感染症制御の観点から医師会員の先生方にこの文書を無料で作成して頂くようお願いしています。

登校（園）に際しては感染症に罹患した児童生徒等が再度診察を受けた後、医師の指示に従って下さい。（診察料はかかります）

なお、第二種感染症の中でも結核と髄膜炎菌性髄膜炎、および第三種感染症に指定されている流行性角結膜炎や腸管出血性大腸菌感染症などについては登校（園）にあたり、別途、医師の診断書・治癒証明書（料金がかかります）が必要です。

（神戸市医師会・神戸市教育委員会）